

第 5539 号	 READAS リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
発行所	三輪厚二税理士事務所／相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二） 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.souzokuzouyo.com	(2016年)平成28年 8月26日 金曜日

♦ 生命保険契約の名義を変更した場合

Q：生命保険契約の名義を、私から妻に変更しようかと思っています。この場合、贈与税の問題が発生しますか？

A：契約者変更するだけでは、贈与税の課税関係は生じません。

【解説】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはあります。

ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を契約者が取得した場合には、その契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されることとなっています。

